

厚生労働省和歌山労働局発表
令和2年7月21日（火）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 雇用環境・均等室	
	雇用環境改善・均等推進監理官 室長補佐	福田 真二 太田 順吾
	電 話：073-488-1170 F A X：073-475-0114	



2020年2社目の
くるみん認定！

くるみん認定企業に セイコーメディカル株式会社を認定！

和歌山労働局(局長 池田 真澄)は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、セイコーメディカル株式会社を、従業員が育児休業制度等を利用しやすく、子育てしやすい職場環境整備に取り組んだ「子育てサポート企業(くるみん認定企業)」として認定しました。

本認定により、くるみん認定を受けた県内企業は18社となりました。

次世代育成支援対策推進法に基づく「認定制度」について

次世代育成支援対策推進法に基づき、策定した行動計画に定めた目標を達成するなど、子育て支援に関する取組が一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

認定を受けると、認定マーク(愛称:くるみん)を商品、広告などにつけ、子育て企業であることをPRできます。企業イメージの向上などが期待できるほか、ハローワークの求人票などにも認定マークを掲載できるので、優秀な人材の採用・定着にもつながります。



次世代認定マーク
(愛称:くるみん)

次世代認定マークについて

認定マークの上部に最新の認定年が記載されており、いつ認定を取得した企業か一目でわかります。

また、星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。



<添付資料>

- (1) 認定基準達成状況
- (2) くるみん認定基準について
- (3) 県内認定事業所一覧(令和2年7月20日現在)

【認定日】 令和2年7月20日

【事業所概要】

- ・所在地：和歌山市
- ・業種：卸売業
- ・労働者数：201人（うち女性53人）



行動計画について

1 計画期間

平成29年4月1日～令和2年3月31日

2 目標・取組内容

【目標】

- ①部署単位の年次有給休暇の取得率を前年比以上とする。
- ②計画的に週1日の「ノー残業DAY」を設定し、実施する。
- ③年間総労働時間を削減し、会社の休日を増やす。

【達成状況】

- ①令和元年度において、全部署で計画前年比以上を達成。
- ②平成28年より継続して実施。
- ③令和元年度より、年間休日数を4日増やし、年間総労働時間を削減。

その他の取組について

	認定基準（抜粋）	達成状況
認定基準 5 (労働者数 300人以下企 業の特例より 抜粋)	計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること。（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）	◎達成◎ 計画期間内に2名が取得！
認定基準 6	女性労働者の育児休業取得率が75%以上であること	◎達成◎ 取得率100%！（3人/3人）
認定基準 7	3歳から小学校就学前の子を育てる労働者が利用可能な育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度を講じていること。	◎達成◎ 小学校就学までの時差出勤制度を導入
認定基準 9	次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。 ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得促進のための措置 ③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	◎達成◎ ①週1回の「ノー残業DAY」を設定し、平成28年より継続して実施。 ②部署単位で計画策定前年以上の年次有給休暇取得率を目標に設定して達成。



認定基準1～10をすべて満たしくるみんな認定を取得



【認定企業様からのコメント】

子育て世代の社員が多くいる会社です。営業職・事務職を問わず仕事と子育てが両立できる、働きやすい職場を目指します！



- ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- ② 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- ③ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- ④ 行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。



- ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**7%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**15%以上**、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること

- ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が**13%以上**
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が**30%以上**、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者数300人以下の企業の特例＞

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。(①・②・④はくるみん、プラチナくるみん共通)

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
- ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

【くるみんの場合】

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**7%以上**であること。

【プラチナくるみんの場合】

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が**13%以上**であること。

- ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。

- ⑥ 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、**75%以上**であること。

＜従業員300人以下の企業の特例＞

上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が**75%以上**であれば基準を満たす。

- ⑦ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。
- ⑧ 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
 - ① フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月**45時間未満**であること。
 - ② 月平均の法定時間外労働**60時間以上**の労働者がいないこと。

- ⑨ 次の①～③いずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。

- ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- ※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません

- ⑨ 次の①～③すべての措置を実施しており、かつ、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成したこと。

- ⑩ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

- ⑩ 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。
 - ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が**90%以上**
 - ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が**55%以上**

＜従業員300人以下の企業の特例＞

上記9の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。

- ⑩ 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
- ⑩ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと（くるみん認定基準10と同一）。

プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度＝各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

- ・1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3か月以内
- ・2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内 に行ってください。

和歌山県内認定企業名一覧(令和2年7月20日現在)

プラチナくるみん認定企業

	企業名	本社所在地	認定年
1	太洋工業株式会社	和歌山市	2018
2	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2018
3	きのくに信用金庫	和歌山市	2019

くるみん認定企業

	企業名	本社所在地	認定年
1	社会福祉法人皆楽園	岩出市	2010
2	太洋工業株式会社	和歌山市	2012、2014
3	株式会社 松源	和歌山市	2013
4	社会福祉法人 和歌山つくし会	岩出市	2013
5	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田川町	2013、2016
6	社会福祉法人愛光園	かつらぎ町	2013
7	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2013、2016
8	医療法人誠佑記念病院	和歌山市	2014
9	医療法人裕紫会 中谷病院	和歌山市	2014
10	社会福祉法人黒潮園	新宮市	2014
11	紀陽情報システム株式会社	和歌山市	2014
12	株式会社タカショー	海南市	2014
13	きのくに信用金庫	和歌山市	2016
14	社会福祉法人 紀伊松風苑	和歌山市	2018
15	株式会社オークワ	和歌山市	2019
16	株式会社駒場工務店	日高川町	2019
17	株式会社インテリックス	和歌山市	2020
18	セイコーメディカル株式会社	和歌山市	2020